

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんのかかっている病気が下記に示す学校感染症の場合、他の児童に感染するおそれがありますので、学校保健安全法により出席停止となります。

なお、学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありませんが、校内又は学級の状況により、出席停止の期間の変更を連絡する場合がありますので、ご承知おきください。

医師の診断により病気の治癒が認められ登校させる場合は、別添「治癒証明書」を担当医師にご記入いただき、学校に提出してください。

記

出席停止になる期間の基準

| 学校で予防すべき感染症の種類 | 出席停止の期間 |
|--|---|
| 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。） | 治癒するまで |
| 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹（三日ばしか） 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳がなくなるまで又は5日の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで 発疹が消えるまで すべての発疹がかさぶたになるまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれがないと認められるまで 感染のおそれがないと認められるまで |
| 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

主治医 様

お手数ですが、下記の証明書にご記入をお願いいたします。

安中市立九十九小学校長

----- きりとりせん -----

治 癒 証 明 書

学校長 様

安中市立九十九小学校

年 氏名 _____

病名 _____

上記の病気で加療していましたが、感染のおそれがなく、集団生活ができる状態になりました。

加療期間 月 日 ～ 月 日まで

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師氏名 _____ 印